

(別紙)

受講資格＜基準第 10 条第 3 項第 1 ～10 号＞確認書類

該当者	必要書類
1 号 保育士資格を有する者	以下の書類のうちいずれかひとつ ・保育士（保母）資格証明書（写し） ・保育士試験合格通知書（写し） ・指定保育士養成施設卒業証明書（写し） ・保育士養成課程修了証明書（写し） ・保育士登録機関登録事務処理センターが交付する保育士証（写し）
2 号 社会福祉士資格を有する者	公益財団法人社会福祉振興・試験センターが交付する社会福祉士登録証（写し） または 社会福祉士試験合格通知書（写し）
3 号 高卒以上 ^{※1} で2年以上児童福祉事業に従事した者	以下の書類すべて ・卒業証書又は卒業証明書（写し） ・実務経験証明書（2 年以上児童福祉事業に従事したことが分かるもの） 注）放課後児童健全育成事業は児童福祉事業に該当します。
4 号 教育職員免許法第 4 条に規定する免許状 ^{※2} を有する者	教育職員免許法第 4 条に規定する免許状を有することが分かるもの（教育職員免許状（写し）、教育職員免許状授与証明書（写し）など）
5 号 大学 ^{※3} にて社会福祉学等 ^{※4} の課程修了卒業者	卒業証書（写し） または 卒業証明書（写し） ※社会福祉学等 ^{※4} の学位を取得したことが明記されたもの
6 号 大学にて社会福祉学等 ^{※4} の課程単位取得修了者 ^{※5}	大学院入学許可書等（写し）
7 号 大学院にて社会福祉学等 ^{※4} の課程修了卒業者	修了証明書等（写し） ※社会福祉学等 ^{※4} の学位を取得したことが明記されたもの
8 号 外国の大学にて社会福祉学等 ^{※4} の課程修了卒業者	卒業証書 ^{※6} （写し） または 卒業証明書 ^{※6} （写し） ※社会福祉学等 ^{※4} の学位を取得したことが明記されたもの
9 号 高卒以上 ^{※1} で2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事 ^{※7} し、当該市町村長が適当と認めた者	以下の書類すべて ・卒業証書または卒業証明書（写し） ・実務経験証明書（2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事したことが分かるもの） ・当該市町が適当と認めたことの確認書 ^{※8}
10 号 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者	以下の書類すべて ・実務経験証明書 （5 年以上放課後児童健全育成事業に従事したことが分かるもの） ・当該市町が適当と認めたことの確認書 ^{※8}

※1 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号))による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者

※2 幼稚園、小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校の教諭の免許状、養護教諭の免許状又は栄養教諭の免許状を有している者

※3 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号))による大学を含む。)

※4 社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学

※5 社会福祉学等の課程において優秀な成績で単位を取得したことにより、学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者

※6 証明書が外国語の場合は、翻訳を添付する等、証明書の内容がわかるようにすること

※7 2 年以上従事とは、2 年以上かつ総勤務時間 2,000 時間従事したことをいう

※8 確認書については、各市町の放課後児童健全育成事業担当課へ依頼すること